

資 料

1 第2次新座市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

○ 策定委員会

開催年月日	内 容
平成23年5月25日	委嘱状交付及び第1回策定委員会 ○ 委員長・副委員長選出 ○ 第2次計画策定のスケジュール ○ 第2次計画の概要及び第1次計画の総括 ○ 第1編 計画策定に当たって及び第2編 第1章 ごみ処理・リサイクルの現状と課題について審議
平成23年7月27日	第2回策定委員会 ○ 前回の審議結果を踏まえた修正箇所の報告・審議 ○ 第2編 第2章 ごみ・資源排出量の将来予測について審議
平成23年8月29日	第3回策定委員会 ○ 前回の審議結果を踏まえた修正箇所の報告・審議 ○ 第2編 第3章 ごみ処理基本計画について審議
平成23年10月28日	第4回策定委員会 ○ 前回の審議結果を踏まえた修正箇所の報告・審議 ○ 第3編 生活排水処理計画について審議 ○ 第2次計画（案）の総括
平成24年2月16日	第5回策定委員会 ○ パブリック・コメント実施結果 ○ 第2次計画（最終案）のまとめ

○ パブリック・コメント等

開催年月日	内 容
平成23年11月10日	パブリック・コメント審査会 ○第2次計画（素案）及び関係資料の審議
平成23年12月1日 ～12月28日	第2次計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施 ○ 市民からの意見募集 ○ 市議会議員への意見照会
平成24年3月7日	庁議 ○第2次計画（最終案）の審議

2 新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿

(委員長◎ 副委員長○) 順不同・敬称略

区 分	氏 名	職 業・役職等
学識経験者	◎宮崎 正浩	跡見学園女子大学マネジメント学部教授・環境審議会委員
	○田中 茂	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	飯田 啓子	環境審議会委員・商工会まちづくり委員会委員
“見直そう・ごみ半減” 推進新座市民会議	田中 桂子	市民代表
	長谷川 栄	市民代表
	榎本 幸子	市民代表
	柏葉 操	新座市くらしの会
	早坂 寿々江	新座市商工会
行 政	菊池 直見津	志木地区衛生組合
	菅野 登久雄	朝霞地区一部事務組合

3 新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱

(平成23年3月25日市長決裁)

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、新座市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関し調査及び検討を行うこと。
- (2) 基本計画の素案策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) “見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議の委員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民環境部リサイクル推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

用語解説

【あ行】

朝霞地区一部事務組合

一部事務組合は、地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体と共同処理するための組合をいう。新座市は、朝霞市、志木市、和光市と朝霞地区一部事務組合を組織し、し尿の処理、障がい者支援施設の管理・運営、常備消防等について共同処理している。

荒川右岸流域下水道

埼玉県の広域下水道で、県の南西部の新河岸川流域を中心とする、首都圏40km圏内の地域が処理する区域。昭和46年に川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市（旧上福岡市及び旧大井町が合併）及び三芳町を処理区域として事業着手し、その後、昭和50年には川島町、昭和60年には吉見町を編入し、現在は10市3町を処理区域としている。

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。ごみは、家庭から排出される家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）と、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に分けられる。

一般廃棄物処理業許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行い、この業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた業者をいう。

一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法では、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市町村に策定が義務付けられており、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成る計画をいう。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理計画を推進するため、ごみの排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画をいう。

インクカートリッジ里帰りプロジェクト

プリンタメーカー6社が使用済みインクカートリッジを共同回収し、再資源化を行う取組のことをいう。本市では、このプリンタメ

一カー6社と協定を締結し、平成23年4月から、公共施設等12か所に回収箱を設置している。

【か行】

合併処理浄化槽

し尿や生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための浄化槽をいう。公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときその設置が義務付けられている。

家庭系ごみ

家庭の日常生活に伴って排出される廃棄物をいう。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために制定された法律である。

環境基本法

「公害対策基本法」と「自然環境保全法」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方法を示す規定で構成している。廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊等といった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

拠点回収

集積所や市役所、公民館などを拠点として回収する方式をいう。

グリーン購入

製品、サービスを購入する際、必要性を十分考慮しできる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

減量化

焼却等の処理により発生するごみの容積や重量を減らすことをいう。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの及び流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分

が暗渠^{あんきよ}である構造のものをいう。

小型家電リサイクル

使用済みの小型家電（ゲーム機、CDプレーヤー等）を集め、希少な金属資源を回収するリサイクル制度をいう。

小型充電式電池

充電して繰り返し使える電池をいう。デジタルカメラや携帯電話、ノートパソコン等に使用されている。主な材料として、ニッケル・コバルト・カドミウム等希少な資源が含まれている。

ごみ減量・再資源化協力店

環境に配慮した商品の仕入れや買物袋持参の奨励等ごみの減量や環境に配慮した販売活動に取り組み、新座市ごみ減量・再資源化協力店制度実施要領により認定を受けた市内の商店や店舗等のこと。

ごみ集積所

ごみ収集車による回収が指定されている家庭ごみを出す場所をいう。

コンポスト容器

動植物質の有機質物を堆積し、微生物の働きで発酵させ、腐熟させて肥料を作る容器をいう。

【さ行】

再資源化

不要になったものやごみとして排出されたものを分別等により資源としてリサイクルすることをいう。ごみの破砕や焼却等の処理を経由してリサイクルされるものも含まれる。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分をする場所及びその施設、設備をいう。最終処分場には、安定型（有機物や有機物が付着していない廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずや陶磁器くず等を埋め立てる処分場）、管理型（埋立物による地下水等の汚染を防止するために遮水構造を有している処分場）及び遮断型（埋立基準以上の有害物を含む廃棄物を埋め立てるために、周囲と隔離するため強固なコンクリート構造物で作られ、雨水流水防止のため屋根等の覆いが設けられている処分場）の三つがある。

在宅医療廃棄物

自宅で使用して排出される注射器、点滴バック等の医療廃棄物の

ことで、各自治体によって取扱いは様々である。本市では、注射針等鋭利なものや感染性を有する医療廃棄物は危険を回避するため医療機関（薬局）へ返却し、感染性を有さないものは可燃ごみとして排出することとしている。

埼玉県生活排水処理施設整備構想

埼玉県生活環境保全条例第16条第1項において、「知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。」と定めている。本構想は、この規定に基づき、市町村が廃棄物処理法に基づき策定した生活排水処理に関する計画書等の取りまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定したものである。

なお、本構想は、県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるものである。

3 R (サンアール)

循環型社会形成推進基本法で定められている循環型社会の形成における基本原則であるリデュース (Reduce) : 発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の三つの頭文字を取ったものである。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物のことをいう。

市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。宅地造成などの開発は、原則として制限される。

志木地区衛生組合

富士見市、志木市及び新座市の3市が共同で一般廃棄物の処理を行うために設立した一部事務組合である。富士見市環境センターと新座市環境センターの2施設を運営しており、ごみ焼却や粗大ごみ破碎、有価物の回収等を行っている。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。

資源化率（リサイクル率）

ごみの総排出量のうち、資源としてリサイクルされる量の割合をいう。

資源ごみ

資源ごみとしてリサイクル可能なごみで、紙類、布、カン、ペットボトル、プラスチック類等が挙げられる。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進するための法律である。この法律では、10業種・69品目を指定し、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等が規定されている。

し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理した後に残る汚泥以外のものをいう。

自然共生社会

人間と地球に生きる全ての生物が共に暮らすことができ、将来にわたって自然からの豊かな恵みを受け続けることができる社会をいう。

集じん灰

ごみの焼却処理によって生じる灰分の一部が燃焼ガス中に飛散し、排ガス処理装置（バグフィルター等の集じん装置）で捕集されたものをいう。

集団資源回収事業

ごみの減量化及び再資源化を推進するため、家庭の日常生活から排出される新聞・雑誌等の紙類や布類等を、町内会や子ども会、PTA等市に登録した地域の団体がそれぞれ分別して排出し、市の指定協力事業者がこれを回収する事業をいう。

循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものを循

環資源として利用し適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会のことをいう。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法の規定に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が統合的かつ計画的に講じるべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたものである。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会を構築するに当たり、国民・事業者・市町村・政府の役割が規定された法律で、廃棄物処理やリサイクルを総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めている。

焼却灰

ごみの焼却処理によって生じる灰分や不燃物のことをいう。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品製造工程から出る材料くずや食品残渣などのリサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律である。

新河岸川水循環センター

荒川右岸流域下水道で埼玉県和光市に所在する下水処理施設をいう。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、台所や洗濯、浴室等から排出される汚水のことをいう。

せん 剪定材

切断された植木や庭木等の樹木の一部をいう。

【た行】

第7次埼玉県廃棄物処理基本計画

平成23年度から平成27年度までを期間とし、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図ることを目的として埼玉県が策定した計画をいう。

第4次新座市基本構想総合振興計画

基本構想総合振興計画とは、市が策定する計画の中で最上位に位置する市政運営の基本的指針となるものをいう。第4次新座市基本構想総合振興計画は、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする計画であり、市民と市との連帯と協働による取組を基本として、新しい新座市の実現を目指して策定したものである。

脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理した後に残る水分の少ない汚泥。

単独処理浄化槽

し尿だけを処理する浄化槽をいう。生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）は未処理のまま放流されている。平成12年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽は浄化槽の定義から削除された。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの堆積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することをいう。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

低炭素社会

二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会をいう。

デポジット制度

商品等の販売時に、その価格に一定金額の預り金（デポジット）を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預り金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいう。

出前講座（新座市元気の出るまちづくり出前講座）

市民の生涯学習意欲に応えるとともに、市政の理解を深め、市民と行政とが一体となって元気の出るまちづくりを推進することを目的として開講している講座をいう。市職員等が講師となり、行政の仕事の説明や職員等が持つ専門知識を提供している。

【な行】

生ごみ処理機

生ごみから有機肥料を生成する機器のことで、主に温風によって乾燥処理する方式と微生物によって分解処理する方式がある。

新座市環境基本計画

環境基本法の基本理念により、新座市環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定したものである。現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため、市民、事業者及び市の三者の連帯と協働により、自然と人と調和した環境にやさしいまちづくりに取り組むことを基本とする計画である。

新座市環境基本条例

環境の保全、回復および創出について、基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定められた条例である。

新座市公共下水道整備10か年計画

平成23年度から平成32年度までを計画期間とし、第4次新座市基本構想総合振興計画に併せ、下水道事業を計画的かつ効果的に推進していくことを目的として策定した計画をいう。

【は行】

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の定義や責務、処理業や処理施設の基準等を定めた法律である。廃棄物の排出を抑制し、適正な処理（分別、収集、運搬、再生、処分等）を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

廃食用油

天ぷら油等の使用済みの食用油のことをいう。家庭から出るこの油を生活排水に流すと水質汚濁のおそれがあることから、自治体によっては資源として回収し飼料や石けん等に利用する取組が行われている。

不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、志木地区衛生組合の焼却処理施設で焼却できないものをいう。

不法投棄

廃棄物を法律で定める方法に従って適切に取り扱わず、山林などに投棄する行為をいう。

分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にするとともに、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定したものをいう。

ボタン電池

ボタン 釘のような形状をした電池のことをいう。形状によって、マメ電池やコイン電池ともいう。腕時計や補聴器、カメラ等様々な機器に使われている。

【ま行】

マイバッグ（エコバッグ）

お店などで買物をする際に、レジ袋をもらわずに自分で持っていく買物袋のことをいう。

“見直そう・ごみ半減” 推進新座市民会議

「ごみは資源である」を合言葉に、ごみ減量及び再資源化を図るための運動を推進することを目的として、市長を会長として設置された会議のことをいう。委員は、市民及び各種団体並びに市内事業者で構成され、現在30名が活動している。

【や行】

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用の確保を図ることを目的として、平成7年6月に制定された法律である。

【ら行】

リサイクル（再生利用）

廃棄物を原材料として再利用することをいう。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品から成る複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められている。

リサイクルプラザ利彩館

志木地区衛生組合の富士見環境センター敷地内にあり、プラスチック分別処理施設とリサイクル工房、展示スペース・情報コーナー等を併設した施設である。展示スペースでは、市民から粗大ごみとして回収した家具等を一部修理し、再生家具として構成市の市民等

に販売を行っている。

リターナブル容器

ビール瓶や一升瓶等繰り返し使える容器のことをいう。使用済みの容器を販売店を通じて回収し、飲料メーカー等が洗浄して再び商品として販売している。

リデュース（発生抑制）

ごみの発生を押さえることで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最優先される。事業者には、製品の設計から販売に至る全ての段階での取組が、消費者にはライフスタイル全般に渡る取組が求められている。

リユース（再使用）

一旦使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことをいう。

レアメタル

非鉄金属のうち、流通量が非常に少ない希少な金属を指す。主に、ニッケル、コバルト、チタン等があり、僅かではあるが携帯電話やインクカートリッジ、小型充電式電池等に含まれている。